

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/7

最終更新日 2021/10/7

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年9月30日
国立大学法人名		東京海洋大学
法人の長の氏名		井関 俊夫
問い合わせ先		企画評価課企画係 (TEL:03-5463-0358、E-mail:ki-kikaku@o.kaiyodai.ac.jp)
URL		https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/governance/post_270.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>令和3年9月開催の臨時経営協議会（書面審議）において、全原則についての適合状況を示した適合状況整理表による情報提供を行うとともに意見聴取を行い、令和3年10月5日開催の第2回経営協議会において審議了承を得た。 意見及び対応状況は以下のとおり。</p> <p>【経営協議会意見】 「国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況に関する報告書」の記載欄にある記載事項については概ね妥当であり、各項目について、真摯に取り組むとともに、その実施状況・適合状況が大変丁寧に記述されていると評価できる。今後も、社会環境の変化や、社会からの様々な要請に応え、適宜見直し、継続的に必要な対応をされていくことを希望する。</p> <p>新たに適合とされた外部委員の選考方針については、近年企業においても、社外取締役のスキルマトリックス※を導入することが求められてきており、時機を得た対応である。 また、新たに適合とされた項目の理事、副学長の職務分掌（Job description）についても、実行上責任の所在が不明確、あるいは効率性に支障が生じた場合はこれを改善すべくdescriptionの修正を行っていく（PDCA）ことが重要である。</p> <p>ガバナンス・コードが公表を要求している事項もあるが、それ以外でも本学の自己評価が公表をもって適合としている事項があり、その内容によっては、適合上問題がある場合もありうるが、透明性を高めることにより、実効性の確保は期待できる。ただし、ホームページでの公表内容を含めて適合とされている項目も見受けられるので、ホームページの記載の正確性、また適合状況へのアクセスのしやすさについても十分留意すべきである。</p> <p>※スキルマトリックス：各役員のスキルを可視化し、課題を解決するための機能が備わっていることを示し、経営の透明性や信頼性を確保するもの</p> <p>【具体的な意見と対応について】 ・原則2-1-3 に関連し公表されている「理事、副学長等の職務分担」について、大学公式ホームページ「役員等の紹介」における記載内容と一致せず、誤解を招く恐れがある。</p> <p>→大学公式ホームページ「役員等の紹介」において、副学長を兼任する理事については、記載を追記いたしました。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>監事による確認</p>		<p>令和3年9月に、全原則についての適合状況を示した適合状況整理表による情報提供を行うとともに意見聴取を行い、令和3年10月5日開催の第2回経営協議会において最終確認を得た。 意見及び対応状況は以下のとおり。</p> <p>【監事意見】 令和3年度に更新された、原則2-1-3及び原則3-1-1①については適切に記載されている。ただし、適合状況等に関する報告書に記載されているホームページの情報に不備が見受けられるので、所要の改善措置を講じるべきである。</p> <p>【具体的な意見と対応について】 ・原則2-1-3に関連し、大学公式ホームページの「役員等紹介 理事」欄外の「特殊法人等整理合理化計画」、「公務員制度改革大綱」、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき公表されている役員の経歴資料について、更新の必要がある。 →情報を更新し、最新の資料を掲載いたしました。</p> <p>・原則3-3-3②に関連し公表されている大学公式ホームページ学長選考会議の議事要録について、更新の必要がある。 →情報を更新し、未掲載の議事要録を掲載いたしました。</p> <p>・ガバナンス・コード適合状況に関する報告書にかかっているURLの一部にリンク先のエラーや更新の不備等がみられるため、全てのURLについて改めて確認する必要がある。 →掲載している全てのURLについて確認し、必要な修正を施すとともに、大学ホームページからの閲覧方法を併記いたしました。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、以下に説明する原則を除き各原則を全て実施しており、以下の原則についても可能な限り早期での対応を予定している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則1-4② 法人経営を担いする人材を計画的に育成するための方針】 副学長、学長補佐、経営企画室室員に教職員を任命し、大学の経営にかかる企画立案に参画させることにより、その職務経験を通じて、法人経営に必要な人材への成長を促すサイクルができてはいるが、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針の策定及び公表については、十分に実施できておらず、第4期中期目標期間前半の策定及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。</p> <p>【原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況】 ビジョン2027に基づき、ダイバーシティの観点から人材を確保するとともに、積極的に産業界等外部の経験を有する人材を外部理事に選任し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。ただし、外部人材の観点及び登用の状況については、現在公表されておらず、第4期中期目標期間の前半の明示及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応を進める。</p>
参考：新たに実施した項目		<p>【原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等】 令和2年度時点では、学長を補佐する理事・副学長等の責任・権限等は非公表の扱いとなっていたが、令和3年7月に大学公式ホームページにおいて公表した。</p> <p>【補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫】 令和2年度時点では、経営協議会の外部委員に係る選考方針を策定していなかったが、本学がより適切な経営を推進していくための選考方針を策定し、令和3年9月に大学公式ホームページにおいて公表した。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>2015年10月に公表した「ビジョン2027ー海洋の未来を拓くためにー」は、本学のミッションを踏まえ、海洋の未来を拓くトップランナーとしてその実現を図るため、中長期的な方向性の共有を目指して作成したものであり、2019年4月にはバージョン2が策定されている。このビジョンはその実現に向けた道筋を示す「アクションプラン」とともに大学公式ホームページ上で公表している。</p> <p>【ビジョン2027 Version2】 大学ホームページ>東京海洋大学について>理念・運営・将来構想>ビジョン2027 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/2027_420272027_432027510142027_20151014.html</p> <p>※以下、掲載しているURLは全て大学公式ホームページ</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標・戦略の進捗状況については、国立大学法人法に基づく業務実績報告書を毎年度公表しており、各年度における業務の実績・進捗状況、継続的な改善状況等について記載されている。</p> <p>また、法人の目標・戦略及びその結果等を事業報告書、統合報告書等の様々な報告書・刊行物によって明示している。</p> <p>【業務実績報告書】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務に関する報告書>業務実績報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jissekai.html</p> <p>【事業報告書】 大学ホームページ>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>財務に関する直近の書類等 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html</p> <p>【統合報告書】 大学ホームページ>東京海洋大学について>学長からのメッセージ>東京海洋大学統合報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/president/post_188.html</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>経営及び教学運営双方に係る各組織の体制については、役員は学長1名、理事5名、監事2名により構成されている。また、各理事及び各分野を担当する副学長等が学内業務を総括している。また、主な運営組織として経営協議会、教育研究評議会を設置している。これらは全て以下の大学公式ホームページ上で「役員等紹介」として公表している。</p> <p>また、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、教育研究の成果等については、国立大学法人法に基づく業務実績報告書、教育研究の評価に係る報告書等により公表している。</p> <p>【役員等紹介】 大学ホームページ>東京海洋大学について>組織・沿革>役員等紹介 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html</p> <p>【業務実績報告書】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務に関する報告書>業務実績報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jissekai.html</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>中期計画を次のとおり策定し、公表している（該当部分抜粋）</p> <p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>③ー1 女性教員、若手教員（40才以下）、外国人教員を積極的に採用するための体制（教員配置戦略会議の利用及び部門（教員所属組織）へのインセンティブなど）を整備するとともに、人員配置計画に基づき、女性教員比率、若手教員比率及び外国人教員比率を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。</p> <p>X その他</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 性別、年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、また、任期制を活用して教員人事の流動性・多様性を高める方策について検討する。</p> <p>【中期目標・中期計画】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務に関する計画書>第3期（平成28～33年度）中期目標・中期計画 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/plan3/index.html</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>財務計画については、中期計画の「VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」において、中期的な財務計画を策定し、公表している。 教育研究に係る費用については附属明細書「(19) 開示すべきセグメント情報」において、セグメント別の財務情報を公表し、教育研究の成果等については事業報告書「IV 事業の実施状況」にて公表している。 【中期計画 (VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務に関する計画書 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/index.html 【附属明細書 ((19) 開示すべきセグメント情報)】 【事業報告書 (IV 事業の実施状況)】 大学ホームページ>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>財務に関する直近の書類等 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>・中期的な財務計画については「国立大学法人東京海洋大学の中期目標を達成するための計画 (中期計画)」において、中期目標・中期計画期間中の「VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」を公表している。 ・教育研究に係る費用については附属明細書「(19) 開示すべきセグメント情報」において、セグメント別の財務情報を公表し、教育研究の成果等については事業報告書「IV 事業の実施状況」にて公表している。 ・年次報告書において、法人の活動状況に加え、教育・研究経費や財務指標などの財務状況を分かりやすく公表している。 【中期計画 (VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務に関する計画書>第3期 (平成28~33年度) 中期目標・中期計画>国立大学法人東京海洋大学中期計画 (平成28~33年度) https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/plan3/mid-plan_h28-33.html (https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/img/h28-33_yosan.pdf) 【財務諸表等 (附属明細書)】 大学ホームページ>情報公開>財務に関する情報>財務に関する直近の書類等>財務に関する直近の書類等 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html 【年次報告書】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>年次報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/yearlyreport.html</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>副学長、学長補佐、経営企画室室員に教職員を任命し、大学の経営にかかる企画立案に参画させることにより、その職務経験を通じて、法人経営に必要な人材への成長を促すサイクルができていますが、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針の策定及び公表については、十分に実施できておらず、第4期中期目標期間前半の策定及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>大学公式ホームページに「国立大学法人東京海洋大学の理事及び副学長等の職務分担について」(学長裁定)を掲載し、公表している。 【理事及び副学長の責任・権限等】 大学ホームページ>東京海洋大学について>組織・沿革>役員等紹介 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、国立大学法人法その他関係法令等に定める重要事項のほか、学内規則等の定めるところにより、法人の適切な経営に資する事項を審議し、学長の意思決定を支えており、役員会の議事要録は大学公式ホームページ上で公開している。 【役員会議事要録】 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>役員会>役員会議事要録 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/officers/digest/index.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>ビジョン2027に基づき、ダイバーシティの観点から人材を確保するとともに、積極的に産業界等外部の経験を有する人材を外部理事に選任し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。ただし、外部人材の観点及び登用の状況については、現在公表されておらず、第4期中期目標期間前半の明示及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応を進める。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本学がより適切な経営を行うため、経営協議会学外委員の選考方針を定め、大学公式ホームページにて公表している。 また、経営協議会の運営にあたっては、各種審議事項に加えて、大学が直面している経営的課題等をテーマとした意見交換の機会を設定する等、学外委員の知見を法人経営に生かす工夫を行い、その概略は他の議事と併せて議事要録上で公表している。加えて、経営協議会委員を含む学外有識者からの意見と大学の対応状況を年度ごとに取りまとめて公表している。</p> <p>【経営協議会学外委員の選考方針（抜粋）】 国立大学法人東京海洋大学は経営協議会の役割に鑑み、経営協議会の学外委員を、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者から選考する。 1 海洋関連分野の企業等の経営に深い知見を有する者 2 高等教育政策に高い識見を有する者 3 海洋関連分野の教育研究又は政策に精通する者 4 卒業生（国内外で活躍し多くの経験や情報を有する者） 5 その他（本学が発展する上で特に必要な分野において専門的知識を有する者） 大学ホームページ>東京海洋大学について>組織・沿革>役員等紹介 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html</p> <p>【経営協議会議事要録】 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>経営協議会>経営協議会議事要録 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/managementcouncil/digest/index.html</p> <p>【学外有識者の意見の活用】 大学ホームページ>東京海洋大学について>法人としての取り組み>学外有識者の意見の活用 https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/corporateeffort/outside/</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長の選考基準は、平成28年9月30日付け学長選考会議により「国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像」が決定されており、当該基準に基づき学長選考会議が選考する。 【国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像】 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>学長選考会議>国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/post_74.html また、学長の選考結果、選考経緯、選考理由については、決定後速やかに学内外に公表している。 【国立大学法人東京海洋大学時期学長候補者の選考について】 大学ホームページ>News&Topics>NEWS>令和 2年度>国立大学法人東京海洋大学次期学長候補者の選考について https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/news/202011021900.html</p> <p>※参考：学長選考会議関連情報URL https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期は、「国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則」において次のとおり定められており、本項において以下のとおり公表する。 ○国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則 第2条（任期） 学長の任期は4年とし、当該任期満了前に学長選考会議で審議し、継続することが適当と認められたときは、当初の任期から2年延長するものとする。</p>
<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の解任を申し出るための手続きについては、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」に定められている。 【国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則（第3章）】 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>学長選考会議>国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則（平成17年3月10日海洋大規第258号） https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>・学長の業務執行の評価は、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」第10条に基づき実施している（以下、規則の公表URL） 【国立大学法人東京海洋大学海洋大学学長選考等規則（平成17年3月10日海洋大規第258号）】 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>学長選考会議>国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則（平成17年3月10日海洋大規第258号） https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html</p> <p>・評価結果については、学長選考会議議事要録において公表している。 （以下、議事要録の公表URL） 大学ホームページ>情報公開>議事要録の公表>学長選考会議>学長選考会議議事要録 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/digest/index.html</p> <p>※参考：学長選考会議関連情報URL https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>該当無し（本学は、大学総括理事を置いていない）</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>全国における海洋・海事・水産業界の支援や研究成果を活用した地域における課題解決、産官学金連携プロジェクトの展開等により社会との適切な連携・協働体制の構築に努めている。</p> <p>また、国立大学法人東京海洋大学業務方法書にて、内部統制システムの整備に関する事項を定め、内部統制システムの運用及び見直しを行っており、大学公式ホームページにて公表している。 【東京海洋大学業務方法書】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務方法書の公表>業務方法書の公表 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business/gyoumu-hou.html</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>国立大学法人東京海洋大学業務方法書にて、内部統制システムの整備に関する事項を定め、内部統制システムの運用及び見直しを行っており、大学公式ホームページにて公表している。 【東京海洋大学業務方法書】 大学ホームページ>情報公開>業務に関する情報>業務方法書の公表>業務方法書の公表 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business/gyoumu-hou.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>大学公式ホームページにおいて、大学への入学希望者、大学院への進入学希望者、企業や研究者の方、卒業生の方、在学生の方、地域・一般の方として対象者を分類し、対象者に向けた情報を公表している。 大学ホームページ>大学で学びたい方 https://www.kaiyodai.ac.jp/university/ 大学ホームページ>大学院で学びたい方 https://www.kaiyodai.ac.jp/graduateschool/ 大学ホームページ>企業・研究者の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/company/ 大学ホームページ>卒業生の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/graduate/ 大学ホームページ>在学生の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/student/ 大学ホームページ>地域・一般の方 https://www.kaiyodai.ac.jp/general/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が目指すべき人材像、身に付けるべき能力を示した学位授与に関する基本的な方針として、学部・学科等別にディプロマポリシーを定めホームページで公表している。また、学生の満足度（修学支援調査の結果）及び学生の進路状況についても大学公式ホームページで公表している。</p> <p>【教育研究上の目的・ポリシー】 大学ホームページ>教育・国際交流>教育研究上の目的・ポリシー https://www.kaiyodai.ac.jp/international/policy/</p> <p>【平成30年度 東京海洋大学修学支援調査（調査結果報告書）】 大学ホームページ>在学生の方>学生生活>修学支援調査>平成30年度 調査結果報告書 https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/215b4ac65527bf98e6c95a27414f3d96_3.pdf</p> <p>【修学支援調査に寄せられた意見等への主な対応状況（平成30年度）】 大学ホームページ>在学生の方>学生生活>修学支援調査>平成30年度 主な対応状況 https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/d37828d8aa1307ec12da72d7ed8acd83.pdf</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（大学公式ホームページ「情報公開」に公表） 大学ホームページ>情報公開>公表事項>独立行政法人情報公開法第22条に定める情報 https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/publicnotice/publicnotice2.html</p>